

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月27日
【発行者の名称】	東京高圧山崎株式会社 (TOKYO KOATSU Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二階堂 貴朗
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
【電話番号】	03-3409-7541 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 江口 康久
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	東京高圧山崎株式会社 https://www.tokyo-koatsu.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第52期(中間)	第53期(中間)	第54期(中間)	第52期	第53期
会計期間	自 2023年6月1日 至 2023年11月30日	自 2024年6月1日 至 2024年11月30日	自 2025年6月1日 至 2025年11月30日	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日
売上高 (千円)	5,747,761	6,080,386	6,721,678	11,981,681	12,269,386
経常利益 (千円)	164,787	152,878	246,356	405,281	307,558
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	129,978	113,729	160,510	263,310	210,399
中間包括利益又は包括利益 (千円)	173,894	52,914	238,454	385,174	212,746
純資産額 (千円)	2,934,813	3,166,461	3,539,603	3,145,109	3,326,293
総資産額 (千円)	9,790,753	10,155,000	10,611,905	10,042,763	10,351,998
1株当たり純資産額 (円)	6,824.80	7,408.21	8,288.20	7,334.90	7,780.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	60 (—)	60 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	314.28	275.74	390.39	637.34	510.92
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.8	30.0	32.1	30.1	30.9
自己資本利益率 (%)	4.8	3.7	4.9	9.2	6.8
株価収益率 (倍)	15.0	17.0	12.0	7.4	9.2
配当性向 (%)	—	—	—	9.4	11.7
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	93,055	275,216	575,428	529,627	371,865
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	60,656	△73,703	△20,998	△123,826	△165,199
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	△77,765	△119,416	△250,267	△268,455	△103,080
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	908,900	1,052,396	1,378,048	970,300	1,073,886
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	243 (13)	253 (12)	255 (14)	251 (12)	252 (14)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

3. 第52期及び第53期の連結財務諸表、第52期の中間連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、東邦監査法人の監査及び中間監査を受けております。また、第53期及び第54期の中間連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、東邦監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
産業ガス・溶材機材事業	171 (9)
ファイン製品事業	66 (4)
その他	— (1)
全社（共通）	18 (—)
合計	255 (14)

- (注) 1. 臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。
3. 全社（共通）の従業員数は、主に管理部門などに所属している従業員であります。

(2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
186 (14)	51.8	11.5	4,740

セグメントの名称	従業員数(名)
産業ガス・溶材機材事業	152 (9)
ファイン製品事業	16 (4)
その他	— (1)
全社（共通）	18 (—)
合計	186 (14)

- (注) 1. 臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）の従業員数は、主に管理部門などに所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、原材料価格やエネルギー価格の高止まりに加え、海外経済の減速懸念や地政学的リスクの影響などから、製造業を取り巻く経営環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは産業ガス・溶材機材事業の一層の強化に努め、生産効率の向上と安定供給体制の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は6,721,678千円（前年同期比10.5%増）、営業利益は249,735千円（前年同期比69.4%増）、経常利益は246,356千円（前年同期比61.1%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は160,510千円（前年同期比41.1%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(産業ガス・溶材機材事業)

産業ガスは、国内需要に力強さが欠ける厳しい状況ではありましたが、顧客への安定供給に徹したことで、売上・利益ともに前年並みとなりました。

溶材機材は、建設業界において、コストの高騰や労働力不足の影響による工期の精査・調整が続いたことで、国内需要は厳しい状況が続き、売上は減少いたしました。一方、海外向け溶材機材は売上が大幅に伸長したことに加え、機械装置や設備工事関連の受注は堅調に推移いたしました。

この結果、当中間連結会計期間における産業ガス・溶材機材事業の売上高は4,512,065千円（前年同期比1.3%増）、セグメント利益は140,617千円（前年同期比7.3%増）となりました。

(ファイン製品事業)

化学品及び化成品は、酸化鉄の新規受注、酸化ホウ素の市場拡大と防災設備向け塩化ビニールシートの受注増に加え、食品添加物のグリシンやアクリルエマルジョン等の販売が堅調に推移いたしました。また、ウレタン断熱パネルは、帯電防止用などに積極的な展開を行ったことと、大型物件を受注できたことにより売上・利益ともに大幅に増加いたしました。

建設用塗料及び塗材は、改修並びに高意匠性内装塗料が堅調に推移いたしました。また、工場における生産効率の向上及び不良在庫が削減されたことで収益性の改善が図られたことにより売上・利益ともに増加いたしました。

特機製品は、次世代半導体開発用大型成膜装置の売上が寄与したことと、主力のマスフローコントローラの受注が好調に推移したことにより売上・利益ともに大幅に増加いたしました。

この結果、当中間連結会計期間におけるファイン製品事業の売上高は2,193,939千円（前年同期比36.1%増）、セグメント利益は102,831千円（前年同期比782.6%増）となりました。

(その他)

その他は、不動産事業を営んでおり、当中間連結会計期間の売上高は15,674千円（前年同期比8.9%増）、セグメント利益は6,286千円（前年同期比31.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比べて304,162千円増加し、1,378,048千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は575,428千円（前中間連結会計期間275,216千円の収入）となりました。この主な要因は、「税金等調整前中間純利益」240,784千円、「棚卸資産の増減額」219,728千円、「仕入債務の増減額」133,914千円により資金が増加し、「前渡金の増減額」132,099千円により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は20,998千円（前中間連結会計期間73,703千円の支出）となりました。この主な要因は、「差入保証金の回収による収入」33,635千円により資金が増加し、「有形固定資産の取得による支出」37,961千円、「投資有価証券の取得による支出」9,818千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は250,267千円（前中間連結会計期間119,416千円の支出）となりました。この主な要因は、「短期借入金の純増減額」80,000千円により資金が増加し、「長期借入金の返済による支出」294,430千円により資金が減少したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	588,413	90.6
ファイン製品事業	358,154	104.8
合計	946,567	95.5

(注) 1. その他は、生産活動を行うものでないため記載を省略しております。
2. 金額は、製造原価により表示しております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	4,469,234	100.0	223,545	99.5
ファイン製品事業	1,768,255	119.0	204,457	156.8
合計	6,237,489	104.7	428,003	120.5

(注) 1. その他は、事業の性質上記載を省略しております。
2. 金額は、販売価格により表示しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	4,512,065	101.3
ファイン製品事業	2,193,939	136.1
その他	15,674	108.9
合計	6,721,678	110.5

(注) 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、2025年8月29日に公表した発行情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年2月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公

認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総

会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合。
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財務状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は6,104,034千円で、前連結会計年度末に比べ207,944千円増加しております。現金及び預金の増加304,344千円、電子記録債権の増加236,350千円、受取手形、売掛金及び契約資産の減少199,653千円、商品及び製品の減少227,775千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は4,507,871千円で、前連結会計年度末に比べ51,963千円増加しております。投資有価証券の増加116,884千円、繰延税金資産の減少20,634千円、建物及び構築物の減少19,678千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は5,355,777千円で、前連結会計年度末に比べ304,527千円増加しております。電子記録債務の増加360,690千円、短期借入金の増加80,000千円、支払手形及び買掛金の減少230,055千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は1,716,525千円で、前連結会計年度末に比べ257,929千円減少しております。長期借入金の減少261,545千円、繰延税金負債の増加11,780千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は3,539,603千円で、前連結会計年度末に比べ213,309千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益の計上160,510千円等による利益剰余金の増加135,841千円、その他有価証券評価差額金の増加72,956千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,750,000	1,310,614	439,386	439,386	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,750,000	1,310,614	439,386	439,386	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年6月1日～ 2025年11月30日	—	439,386	—	779,294	—	500,061

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	2025年11月30日現在
			株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大陽日酸株式会社	東京都品川区小山一丁目3番26号	78,852	19.18
前田 浩正	東京都練馬区	72,880	17.73
株式会社レゾナック・ガスプロダクツ	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	62,560	15.22
日清紡ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号	27,000	6.57
東京ガスケミカル株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	20,310	4.94
東京高压従業員持株会	東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号	19,157	4.66
株式会社TCC	東京都足立区千住五丁目26番3-104号	18,800	4.57
小澤物産株式会社	東京都品川区西五反田七丁目24番5号	17,500	4.26
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	14,110	3.43
岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目6番4号	11,000	2.68
計	—	342,169	83.22

(注) 持株比率は自己株式28,233株を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 28,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 410,600	4,106	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 586	—	—
発行済株式総数	439,386	—	—
総株主の議決権	—	4,106	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式33株が含まれています。

② 【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東京高圧山崎株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目 9番8号	28,200	—	28,200	6.43
計	—	28,200	—	28,200	6.43

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。

2. 2025年6月から2025年11月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報提出日後、当発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年6月1日から2025年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、東邦監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,109,765	1,414,110
受取手形、売掛金及び契約資産	※1 2,267,380	※1 2,067,726
電子記録債権	※1 1,523,110	※1 1,759,460
有価証券	50,000	50,000
商品及び製品	614,377	386,602
仕掛品	48,748	62,584
原材料	188,282	182,493
前渡金	—	132,099
その他	97,668	51,299
貸倒引当金	△3,243	△2,342
流動資産合計	5,896,090	6,104,034
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	501,716	482,037
機械装置及び運搬具（純額）	209,826	208,956
土地	2,048,448	2,048,448
リース資産（純額）	46,529	38,594
建設仮勘定	2,350	7,526
その他（純額）	158,382	179,140
有形固定資産合計	2,967,252	2,964,704
無形固定資産		
のれん	86,009	71,315
その他	117,516	117,651
無形固定資産合計	203,525	188,967
投資その他の資産		
投資有価証券	969,824	1,086,709
長期貸付金	66,120	63,200
繰延税金資産	30,063	9,428
その他	219,137	194,876
貸倒引当金	△16	△15
投資その他の資産合計	1,285,129	1,354,199
固定資産合計	4,455,908	4,507,871
資産合計	10,351,998	10,611,905

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 1,486,730	※1 1,256,675
電子記録債務	※1 2,096,262	※1 2,456,952
短期借入金	450,000	530,000
1年内返済予定の長期借入金	592,860	559,975
リース債務	19,864	17,562
未払法人税等	55,436	89,310
賞与引当金	78,614	81,312
その他	※1 271,480	※1 363,988
流動負債合計	5,051,249	5,355,777
固定負債		
長期借入金	1,478,251	1,216,706
リース債務	43,750	35,360
繰延税金負債	79,435	91,215
役員退職慰労引当金	102,477	97,540
退職給付に係る負債	193,900	198,896
資産除去債務	24,871	24,991
その他	51,767	51,814
固定負債合計	1,974,454	1,716,525
負債合計	7,025,704	7,072,302
純資産の部		
株主資本		
資本金	779,294	779,294
資本剰余金	502,721	502,721
利益剰余金	1,808,140	1,943,981
自己株式	△124,479	△124,479
株主資本合計	2,965,676	3,101,517
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	233,244	306,200
その他の包括利益累計額合計	233,244	306,200
非支配株主持分	127,372	131,884
純資産合計	3,326,293	3,539,603
負債純資産合計	10,351,998	10,611,905

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
売上高	6,080,386	6,721,678
売上原価	4,633,170	5,161,410
売上総利益	1,447,215	1,560,268
販売費及び一般管理費	※1 1,299,774	※1 1,310,533
営業利益	147,440	249,735
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10,693	10,919
持分法による投資利益	2,218	28
為替差益	—	5,148
家賃収入	1,903	1,860
その他	10,967	8,415
営業外収益合計	25,783	26,373
営業外費用		
支払利息	17,002	23,816
為替差損	3,171	—
その他	171	5,935
営業外費用合計	20,345	29,751
経常利益	152,878	246,356
特別利益		
投資有価証券売却益	34,822	—
受取保険金	1,105	—
特別利益合計	35,927	—
特別損失		
固定資産除却損	3,464	4,571
その他	—	1,000
特別損失合計	3,464	5,571
税金等調整前中間純利益	185,341	240,784
法人税等	69,601	75,404
中間純利益	115,740	165,380
非支配株主に帰属する中間純利益	2,010	4,869
親会社株主に帰属する中間純利益	113,729	160,510

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
中間純利益	115,740	165,380
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△62,826	73,074
その他の包括利益合計	△62,826	73,074
中間包括利益	52,914	238,454
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	51,262	233,467
非支配株主に係る中間包括利益	1,651	4,987

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	185,341	240,784
減価償却費	81,909	83,511
のれん償却額	12,194	14,694
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	320	△902
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,235	2,698
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	—	△4,937
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2,229	4,995
受取利息及び受取配当金	△10,693	△10,919
受取保険金	△1,105	—
支払利息	17,002	23,816
為替差損益 (△は益)	3,171	△5,148
持分法による投資損益 (△は益)	△2,218	△28
投資有価証券売却損益 (△は益)	△34,822	—
固定資産除却損	3,464	4,571
売上債権の増減額 (△は増加)	30,084	△36,696
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△55,879	219,728
前渡金の増減額 (△は増加)	—	△132,099
仕入債務の増減額 (△は減少)	85,580	133,914
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△3,991	46,724
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△27,307	38,533
その他	55,680	8,718
小計	338,737	631,957
利息及び配当金の受取額	10,330	10,706
利息の支払額	△16,869	△24,050
法人税等の支払額	△64,305	△44,185
保険金の受取額	1,323	—
和解金の受取額	6,000	1,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	275,216	575,428
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△150	△180
有形固定資産の取得による支出	△91,102	△37,961
有形固定資産の売却による収入	34	—
投資有価証券の取得による支出	△10,000	△9,818
投資有価証券の売却による収入	49,855	—
貸付けによる支出	△50	△1,480
貸付金の回収による収入	4,960	4,750
のれんの取得による支出	△20,000	—
差入保証金の回収による収入	—	33,635
その他	△7,251	△9,943
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,703	△20,998

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	70,000	80,000
長期借入れによる収入	300,000	—
長期借入金の返済による支出	△446,269	△294,430
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△11,584	△10,691
自己株式の取得による支出	△6,476	—
配当金の支払額	△24,751	△24,669
非支配株主への配当金の支払額	△334	△476
財務活動によるキャッシュ・フロー	△119,416	△250,267
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	82,096	304,162
現金及び現金同等物の期首残高	970,300	1,073,886
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,052,396	※1 1,378,048

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用につきましては、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 中間連結会計期間末日満期手形等

中間連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形等が、中間連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
受取手形	52,278千円	30,715千円
電子記録債権	96,907 "	106,153 "
支払手形	32,957 "	15,223 "
電子記録債務	307,436 "	354,701 "
設備電子記録債務	2,930 "	12,371 "

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
運賃	257,559千円	255,313千円
給料及び手当	364,566 "	377,637 "
賞与引当金繰入額	56,725 "	59,880 "
退職給付費用	7,538 "	8,326 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	1,088,095千円	1,414,110千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△35,699 "	△36,061 "
現金及び現金同等物	1,052,396千円	1,378,048千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年8月29日 定時株主総会	普通株式	24,751	60.00	2024年5月31日	2024年8月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年8月28日 定時株主総会	普通株式	24,669	60.00	2025年5月31日	2025年8月29日	利益剰余金

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	産業ガス・ 溶材機材 事業	ファイン 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,454,295	1,611,697	6,065,993	14,392	6,080,386	—	6,080,386
セグメント間の内部 売上高又は振替高	97,669	4,438	102,107	—	102,107	△102,107	—
計	4,551,964	1,616,136	6,168,100	14,392	6,182,493	△102,107	6,080,386
セグメント利益	131,017	11,650	142,668	4,772	147,440	—	147,440

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業を含んでおります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	産業ガス・ 溶材機材 事業	ファイン 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,512,065	2,193,939	6,706,004	15,674	6,721,678	—	6,721,678
セグメント間の内部 売上高又は振替高	55,239	—	55,239	—	55,239	△55,239	—
計	4,567,304	2,193,939	6,761,243	15,674	6,776,918	△55,239	6,721,678
セグメント利益	140,617	102,831	243,448	6,286	249,735	—	249,735

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業を含んでおります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業ガス・ 溶材機材事業	ファイン 製品事業	計		
産業ガス	2,615,845	—	2,615,845	—	2,615,845
溶材機材	1,838,450	—	1,838,450	—	1,838,450
化学品及び化成品	—	958,474	958,474	—	958,474
建設用塗料及び塗材	—	492,525	492,525	—	492,525
特機製品	—	160,697	160,697	—	160,697
顧客との契約から生じる収益	4,454,295	1,611,697	6,065,993	—	6,065,993
その他の収益(注)	—	—	—	14,392	14,392
外部顧客への売上高	4,454,295	1,611,697	6,065,993	14,392	6,080,386

(注) 「その他の収益」の区分には、報告セグメントに含まれない事業を分類しており、不動産事業におけるリースに係る収入等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業ガス・ 溶材機材事業	ファイン 製品事業	計		
産業ガス	2,585,950	—	2,585,950	—	2,585,950
溶材機材	1,926,114	—	1,926,114	—	1,926,114
化学品及び化成品	—	1,050,685	1,050,685	—	1,050,685
建設用塗料及び塗材	—	509,988	509,988	—	509,988
特機製品	—	633,264	633,264	—	633,264
顧客との契約から生じる収益	4,512,065	2,193,939	6,706,004	—	6,706,004
その他の収益(注)	—	—	—	15,674	15,674
外部顧客への売上高	4,512,065	2,193,939	6,706,004	15,674	6,721,678

(注) 「その他の収益」の区分には、報告セグメントに含まれない事業を分類しており、不動産事業におけるリースに係る収入等を含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1 株当たり中間純利益	275.74円	390.39円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	113,729	160,510
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	113,729	160,510
普通株式の期中平均株式数(株)	412,448	411,153

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月24日

東京高圧山崎株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小池利秀

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小山雄司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京高圧山崎株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京高圧山崎株式会社及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の

立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上